

集落営農組織等の農業法人の皆さんへ、重要なお知らせです！

鳥取農業改良普及所
八頭農業改良普及所

○令和5年10月から、インボイス制度（適格請求書等保存方式）導入され、消費税の仕入額控除の仕組みが変わります。

○これにより、適格請求書発行事業者の登録を受けていない組合員等へ支払った作業委託費やほ場管理料、従事分量配当は、課税仕入に含めることができなくなります。

○その結果、消費税の納税額の増加や還付額の減少が想定され、法人運営への影響が懸念されます。

【インボイス制度導入後の影響の例（消費税の試算例）】

※具体的な影響額は適格請求書発行事業者となるべき構成員数等によって左右されます

《インボイス制度導入前》

【売上消費税：120万円】 （農産物売上…120万円）	－	【仕入消費税：220万円】 〔肥料費等……100万円 作業委託費等…80万円 従事分量配当…40万円〕	=	【還付額】 100万円
--------------------------------	---	--	---	----------------

《インボイス制度導入後》

【売上消費税：120万円】 （農産物売上…120万円）	－	【仕入消費税：100万円】 〔肥料費等……100万円 作業委託費等…0円 従事分量配当…0円〕	=	【納付額】 20万円
--------------------------------	---	--	---	---------------

120万円の
マイナス

インボイス制度の影響が想定される場合は、対応について検討を進める必要があります。まずは、経営内容等を精査して、組合員内での話し合いを始めましょう。